

○芳賀町就学援助費交付規則

平成23年1月14日教委規則第1号

芳賀町就学援助費交付規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する児童及び生徒の保護者並びに学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により芳賀町立小中学校（以下「町立学校」という。）に区域外就学をする者（以下「区域外就学者」という。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）

(援助費の種類等)

第3条 援助費の種類及びその交付対象者は、別表のとおりとする。

(交付額)

第4条 援助費の交付額は、毎年度予算の範囲内において、芳賀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(交付の申請)

第5条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費受給申請書兼世帯票（以下「申請書」という。）を児童又は生徒が在学する学校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 学校長は、申請者から前項の申請書が提出されたときは、意見を付して教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該申請について、その内容を審査し、援助費を交付するかどうか決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により交付の適否を決定したときは、学校長を経由して、申請者に

その旨を通知するものとする。

(事務処理の委任)

第7条 援助費の交付を受ける者は、その請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

(交付の方法)

第8条 援助費は、口座振込により交付するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 教育委員会は、援助費の交付を受けた者から就学援助費の辞退届の提出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、年度の途中であってもその交付を取り消すものとする。

この場合、支給取消通知書により援助費の交付を受けた者に通知するものとする。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により援助費の交付を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が交付の取消しを必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項第2号の規定により援助費の交付を受けた者に対し、交付を受けた援助費の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(提出書類等)

第10条 学校長は、当該年度における援助費の交付事務が完了したときは、速やかに個人ごとの支給明細書を教育委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

2 学校長は、修学旅行費又は校外活動費の支出があった場合は、速やかに報告書及び経費全般について領収書を添付した経費明細書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に規定する申請書等の様式及びこの規則に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年度分の援助費から適用する。

別表 (第3条関係)

種類	対象品目	交付対象者	
		町内に住所を有する児童及び生徒の保護者	区域外就学者の保護者

			要保護者		準要保護者		要保護者	準要保護者
			町立学校 通学	町立学校 以外の公立 及び国立 小中学校 通学	町立学校 通学	町立学校 以外の公立 及び国立 小中学校 通学		
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品費（実験・実習材料費を含む）			○	○		
通学用品費		児童又は生徒が通常必要とする通学用品費			○	○		
校外 活動 費	宿泊を 伴わない もの	遠足、工場見学、臨海・林間学校等に参加するための交通費及び見学料			○	○		
	宿泊を 伴うもの	上記及び宿泊費			○	○		
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品費及び通学用品費			○	○		
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学料並びに均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代及び旅行傷害保険料	○	○	○	○		
学校給食費		保護者が負担する給食			○			○

	費に要する経費						
医療費	トラコーマ、結膜炎、白 癬、疥癬、膿痂疹、中耳 炎、慢性副鼻腔炎、アデ ノイド、齲歯及び寄生虫 病	○		○		○	○